## 高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた 行政をより一層推進するため、高岡市行財政改革市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の行財政運営の推進のための基本的事項について審議し、意見や提言 を述べることとする。

(構成)

- 第3条 懇話会の委員は、15人以内をもって構成する。
- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、その任期満了後において、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。 (検討部会)
- 第7条 特定の事項を調査審議するため、懇話会に検討部会を置くことができる。
- 2 検討部会の委員は、懇話会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 検討部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 4 部会長が必要と認めた場合は、検討部会の委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第8条 懇話会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が懇話会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。